

2 建第 1895 号
令和 3 年 3 月 31 日

(公社) 愛媛県建築士会会長
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長
(一社) 愛媛県建設業協会会長
(一社) 愛媛県中小建築業協会会長
(公社) 愛媛県宅地建物取引業協会会長
(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部本部長

様

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長
(公印省略)

愛媛県手数料条例（建築基準法等手数料）の改正について

日頃より、本県の建築行政の遂行に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、人件費等経費の見直しに伴い、愛媛県手数料条例（平成 12 年愛媛県条例第 3 号）を改正し、別添のとおり、建築基準法に規定する申請等（建築基準法、省エネ法、低炭素、長期優良住宅に係る申請）に係る手数料が増額されますので、お知らせします。

なお、愛媛県手数料条例の改正施行日は令和 3 年 4 月 1 日となりますが、改正手数料の適用は、確認申請等事務については市町窓口の受付日、省エネ、低炭素、長期優良住宅に係る申請については各出先機関の受付日で判断することとしております。

（建築基準法、省エネ、低炭素関係）

所 属 土木部 道路都市局 建築住宅課 建築指導係
職氏名 主任 浅野、技師 足立、係長 小沢
T E L (089) 912-2757
F A X (089) 941-0326
E-Mail kenchikujuut@pref. ehime. lg. jp

（長期優良住宅関係）

所 属 土木部 道路都市局 建築住宅課 住宅企画係
職氏名 主任 西高、係長 青木
T E L (089) 912-2760
F A X (089) 941-0326
E-Mail kenchikujuut@pref. ehime. lg. jp